

キャリア再開制度

(キャリア再開制度取扱規程)



結婚、出産、育児、介護、配偶者の転勤、進学、留学または事業所閉鎖を理由にMBLを退職したあと、再びMBLで働きたいという希望を受け付け再雇用する制度です。

※本制度は、再雇用の希望をされた方の中から、会社が要員のニーズに基づき選考を行います。

本制度で再雇用希望の登録をできる人は？

以下に該当する方が登録できます。

- 退職の理由
(1) 結婚 (2) 出産 (3) 育児 (4) 親族の介護 (5) 配偶者の転勤
(6) 進学・留学 (7) 事業所閉鎖
- 退職時に正社員であった方
- 満60歳未満
- 退職前の勤続年数が3年以上
- 退職時に、長期病欠欠勤または休職中ではない
- 退職時から過去3年間の能力評価、B1が2回以上またはC2が1回以上ではない
- 退職時に円満に退職している方

※2017年4月1日以降に退職した方から登録を受け付けます。

登録方法は？

「キャリア再開登録申請書」に必要事項を記入し、会社に提出してください。

- 申請書は申請日から5年間を有効期限とします。
- 5年間の有効期限後も登録を延長する場合は、申請書を再度提出してください。
- 退職後10年を迎えた場合は、申請書の有効期限を失効するものとします。

※キャリア再開登録申請書をご所望の場合は、弊社ホームページの採用情報ページにある「お問い合わせ」からご連絡ください。

再雇用決定までの流れは？

会社に要員補充の必要が生じた場合に、会社から登録者へ連絡のうえ選考面接を行い、会社のニーズと合致すれば再雇用となります。

※会社が連絡をするのは、その時点で就労可能として登録している方です。

再雇用後の処遇は？

処遇は以下の通りです。

- 資格は、原則退職時点の資格ですが、再雇用後の職務内容等によって、退職時点の資格から変更する場合があります。
- キャリア再開雇用後の賃金は、退職時点の賃金および再雇用後の資格に応じて、個別に決定します。
- 賞与は他の社員と同様に支給します。期中に再雇用された場合は在籍期間に応じて支給します。
- 勤続年数は、再雇用で入社した年を初年度とします。
- 年休の付与日数は、就業規則で定める通りです。



キャリア再開制度Q&A



Q どんな退職理由でも登録できますか？

- A 登録できる方は、退職理由が結婚、出産、育児、親族の介護、配偶者の転勤、進学・留学、事業所閉鎖です。

Q 登録の際、退職時点の事業所と、再雇用後の勤務可能な事業所を変えてもいいですか？

- A かまいません。また、勤務可能な事業所を複数選択することもできます。

Q すぐに働くことはできませんが、登録だけでもできますか？

- A 登録は就労できる時点で申請書を提出してください。また、申請書は5年間有効ですが、期間内に退職後10年を迎えた時点で失効するものとします。

Q 登録後はすぐに再雇用になりますか？

- A 要員の状況に応じて登録者の中から就労可能な方を対象に選考を行います。要員の需要がない場合は、登録後すぐに再雇用になるとは限りません。

Q 転居をしたのですが、会社にはどのように連絡すればいいですか？

- A 登録申請書を提出後、転居など登録している内容に変更が生じた場合はすみやかに「キャリア再開登録内容変更連絡書」で会社に変更内容の連絡をお願いします。弊社ホームページの採用情報ページにある「お問い合わせ」からご連絡ください。書類を郵送いたします。

Q 登録をしていましたが、事情があって働くことができなくなりました。登録の取り消しをしたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

- A 諸事情により登録の取り消しをする場合は、すみやかに「キャリア再開登録取消連絡書」で、会社に取り消しの連絡をお願いします。弊社ホームページの採用情報ページにある「お問い合わせ」からご連絡ください。書類を郵送いたします。